

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ポーランド国ウクライナ IT 人材育成及び在ポーランド避難民支援に係る情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ポーランド国ウクライナ IT 人材育成及び在ポーランド
避難民支援に係る情報収集・確認調査（ファスト・ト
ラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a01016

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月19日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ポーランド国ウクライナ IT 人材育成及び在ポーランド避難民支援に係る情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）
（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年3月～2026年2月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年2月25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年2月25日 12時まで
3	質問への回答	2025年2月26日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年3月3日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の1営業日前まで
7	見積書の開封	2025年3月7日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/TufgtLDKr2>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2)

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) プロジェクトの背景

2022年2月に発生したロシアのウクライナ侵攻以前、ウクライナのIT分野は、アウトソーシングを中心に成長を続けており、IT産業の市場規模は45億ドル（2018年、ウクライナ投資庁）であった。国内には150以上の技術系高等教育機関があり、2018年時点で、年間1.6万人のIT関連学位を持つ人材を育成するなど、毎年優秀なIT人材を多数輩出しており、IT産業のポテンシャルは高いと報告されていた（2022年、JETRO）。

ロシアのウクライナ侵攻後は、ウクライナ政府は国家活動継続に向け、各省庁・大学等のデータに係るクラウド移行を米AWS社のシステムを利用して進める等、IT資源の保護に努めているが、IT人材の継続的な育成は困難な状況に陥っている。特に、侵攻の継続に伴い、ウクライナ東部を中心に大学等に大きな被害が出ており、IT関連分野の大学就学者等、多くのウクライナ人技術者がポーランド等の隣国に避難し、侵攻前と同様の教育を受けることが困難となっている。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、侵攻直後の2022年3月15日時点で、約300万人のウクライナ人が周辺国に避難し、その内、6割に当たる180万人の避難民をポーランドが受け入れていた。その後、帰国も進んでいるものの、2025年1月時点でも99万人の避難民が未だポーランド国内にとどまっている。

かかる状況をふまえ、JICAでは「ポーランド日本情報工科大学を通じたウクライナIT人材育成に係る基礎情報収集・確認調査」（2022年2月～12月）を実施した。同調査では、まず、短期的・緊急対策として在ポーランドのウクライナ避難民の就職・生計向上を念頭に調査を行った上で、JICAが長年にわたり協力を展開したポーランド日本情報工科大学（PJAIT）において右避難民のITリテラシー向上のための短期集中型のパイロット研修を行った。加えて、同調査では、今後の中長期的な協力案として、在ポーランドのウクライナ避難民を対象にしたITスキルに関する基礎・応用研修、およびウクライナのITセクター復興も視野に入れた、ウクライナ国内大学の学生向けの遠隔教育や教員向

けの研究能力向上に係る支援等が提案された。しかし、特にウクライナ国内における高等教育・IT分野の現況や協力ニーズ、本邦企業との連携については更なる情報収集・確認及びパイロット研修による試行の余地がある。

本案件では、上記背景を念頭に、ウクライナ国内における高等教育・ITセクターにかかる追加的な情報収集を行った上で、各種研修計画の精緻化及び試行を行う。また、ポーランド国内のITスキルに関する基礎・応用研修についても先行調査結果を踏まえて研修計画の改善・精緻化の上で研修を試行する。右結果を踏まえて、今後の中長期的な支援策に係る提案を行う。

調査にあたっては、PJAITと連携するとともに、ポーランド国立学術交流庁（NAWA）も巻き込むことで、中長期的かつ継続的なウクライナ避難民のIT人材育成支援策を検討する。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本業務では、ウクライナ避難民を多く受け入れているポーランドにおいて、ウクライナ避難民に対するITスキルに関する基礎・応用研修等を実施する。実施にあたっては、前回パイロット研修において得られたフィードバック（より長期間の研修や応用的な内容が望ましいという要望等）を踏まえ、PJAITと協議・調整を行うとともに、パイロット研修の実施を通じて研修の有効性の確認を行う。また、ウクライナ国内大学のIT分野の学生・教員については、前回調査にて確認済みの情報を踏まえ、高等教育機関やIT分野の学生・教員を取り巻く現況や、IT人材育成に係る日本企業との連携可能性について追加的な情報収集を行った上で、学生向けの遠隔研修や教員向けの短期研修についてパイロット研修の実施を行い、その有効性の確認を行う。なお、ウクライナ国内大学を対象とした調査に関しては、同国における治安状況も鑑みウクライナへの渡航は実施しない想定で、基本的には日本からのコンサルタントによる遠隔支援及びポーランドからのコンサルタントや現地再委託先による遠隔支援を想定している。

(2) 調査の範囲

上記(1)業務の目的を達成するため、第3条に記載している留意事項を踏まえた上で、第4条の業務の内容に記載する業務を実施する。

(3) 業務（調査）構成

- 基礎情報の収集・分析
- パイロット研修の検討・実施・結果分析
- 今後の中長期的な支援策に向けた提言

第3条 調査実施の留意事項

(1) 業務の実施体制

本業務の協力機関（C/P）はPJAITであり、同大学と密に連携しつつ調査を行うこと。また、同大学は1994年にJICA支援により新設された大学だが、日本との協力終了後は本邦大学との連携が限定的となっているため、本協力（特にウクライナ国内大学向けの遠隔研修等）を通じて、本邦大学との繋がりも再構築・強化を図ることが求められる。

加えて、ポーランド政府も国内のウクライナ避難民支援やウクライナへの支援に関心を持っており、先行基礎調査で提案された支援内容案については、科学・高等教育省やポーランド国内で奨学金や共同研究グラント等を提供しているポーランド国立学術交流庁（NAWA）ともこれまで連携に向けた協議を行っている。

よって、調査にあたっては、PJAIT及び政府機関、そのグラントを活用するポーランド国内大学、現地コンサルタントや民間企業等と密に連携しながら調査を進める必要がある²。

(2) 業務内容を変更する必要がある場合の柔軟な対応

本業務では、協力機関であるPJAITの意向や、ポーランド国内のウクライナ避難民、ウクライナを取り巻く環境の変化によって、調査内容を柔軟に変更していくことが必要となる。コンサルタントは、調査全体の進捗、成果の状況を把握した上で、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提案を行うことが求められる。

また、現時点ではウクライナ渡航を想定していないが、渡航の必要が生じた場合は契約変更について協議する。

(3) 公平な参加を阻害されている人々を包摂する視点に立った取組

本業務は、ウクライナ避難民を対象とすることから、女性、障害者などが対象になる可能性が高い。調査・パイロット研修の実施に当たっては、対象から女性・障害者など、より弱い立場に置かれている人々が排除されないように留意する。

第4条 調査の内容

(1) 基礎情報の収集・分析

² 現地コンサルタント、大学関係者、民間企業等を適切に活用する業務実施体制について、プロポーザルにて提案すること。

在ポーランドのウクライナ避難民及びウクライナ国内大学の教員・学生への支援策の提案にあたり、ポーランド及びウクライナに係る基礎情報の収集・分析を行う。

調査にあたっては、日本人コンサルタントが主に実施することを想定しているものの、現地コンサルタント等を必要に応じて雇用（もしくは現地再委託）して対応する。ポーランドでの現地コンサルタントの雇用にあたっては、PJAIT が持つネットワークを活用することを想定する。ウクライナに係る調査にあたっては、机上調査及びオンラインでのインタビュー調査等を想定するものの、必要に応じて現地でも聞き取り調査等を行う。

① ポーランドにおける状況確認

- ・ ポーランドにおけるウクライナ避難民の現況・課題について、避難民の人数・構成・分布、就職状況や支援ニーズ等の最新状況を確認する。
- ・ ポーランド政府の対ウクライナ避難民政策について最新状況を確認する。特に、避難民に対する教育・労働の機会提供に係る方針・施策を確認する。
- ・ 在ポーランド企業（日系企業を含む）のウクライナ避難民の雇用に係る需要や現況・課題、見込みについて最新状況を確認する。

② ウクライナにおける状況確認（ウクライナ政府の政策、IT人材を取り巻く環境）

- ・ ウクライナ政府のIT分野の産業振興や人材育成・確保に係る政策について最新状況を確認する。IT産業振興に関しては、ウクライナのIT産業の現況・課題（人材の需給ギャップ、スキルギャップ含む）、それに対するウクライナ政府の振興策について概観を調査する。IT人材育成・確保に関しては、ウクライナ政府のIT分野での人材育成政策（大学等での教育に加えて、リカレント教育を含め）について調査を行う。加えて、ウクライナ政府がウクライナ国外の避難民（特にポーランドへの避難民）に対してどのような政策を行っているのかも確認する。また、日本企業のウクライナIT企業との連携やウクライナIT人材の育成・雇用の動きについても調査する。
- ・ ウクライナ国内大学（特にIT分野）の教育・研究インフラ（ネットワーク接続状況含む）の現況、教育・研究の継続状況（対面/遠隔教育や大学移転、他国への避難状況等）、IT分野の教育カリキュラム、遠隔教育の実施状況（既存のオンラインコース/プラットフォーム含む）、教員向けの研修機会について最新状況を確認する。また、日本やポーランド等の外国大学との共同研究や共同教育（遠隔教育含む）の実施状況を確認する。
- ・ 他ドナーのIT分野支援の状況把握のために、他ドナーにヒアリングを行い、同様の分野での協力状況を確認する。

(2) パイロット研修の計画・実施・結果の分析

【在ポーランドのウクライナ避難民に対する研修】

前回調査において PJAIT との協議等の結果、実施が想定されている研修は下記のとおり。以下の活動について、PJAIT とともに計画・実施し、その効果を検証する。なお、パイロット研修の実施にあたって、前回の基礎情報収集・確認調査においては、PJAIT と現地再委託契約を締結して実施した。今回の調査においても、同大学が持つ知見・経験を活用すべく現地再委託を行うことを想定している³。

① IT ビジネススキル研修の実施

- 在ポーランドウクライナ避難民向けに、Microsoft Office（基礎・実践）や Web サイト制作等、ビジネスの場面において必要となる IT スキルにかかる研修を行う。
- 在ポーランドウクライナ避難民向けに、IT 分野におけるキャリア構築に必要な Python 等のプログラミングスキルに関する研修を行う。
- 研修の想定規模は以下のとおり。

実施回数	約 4 回
対象者	在ポーランド・ウクライナ避難民
参加者数	約 100 名/回
開催期間	約 14 日/回
実施場所	ワルシャワ市内、グダンスク市内
実施形態	対面

② IT ディプロマコースの実施

- 在ポーランドウクライナ避難民のうち IT 分野の業務に従事する者に対して、より市場価値のあるスキルを獲得するための IT ディプロマ研修を行う。
- 研修の想定規模は以下のとおり。

実施回数	未定（通年開講の講座などを想定）
対象者	在ポーランド・ウクライナ避難民
参加者数	約 20～40 名/年
開催期間	講座により数日～数か月
実施場所	ワルシャワ市内
実施形態	対面

³ 上記を踏まえ、目的に沿ったパイロット研修の具体的な計画についてプロポーザルにて提案すること。

【ウクライナ国内大学の学生・教員に対する研修】

前回の調査を踏まえて、今後の中長期協力として検討されていた案は下記のとおり。これら支援策の詳細化や有効性に関してもパイロット研修の実施を通じて調査を行う。

③ 遠隔教育の実施

- ウクライナ国内の IT 系大学に通う学生向けに、PJAIT、本邦大学・企業・ポーランド国内大学の協力のもと「特別講義」を行う。また、学生の実践力、創造性、異文化理解促進のために「国際 PBL プログラム/COIL」(※)を実施する。
※PBL (Project Based Learning) とは「問題解決型学習」のことで、学習者自らが課題を見つけて解決していく中で解決能力や実践能力を高める手法。COIL (Collaborative Online International Learning、オンライン国際共同教育/学習) とは、オンラインで国内外の他大学等と接続し、授業内外で交流・協働を行う教育/学習。
- 研修対象はオンラインであることから広くウクライナ国内大学を対象とするが、国際 PBL や COIL 等の少人数を前提としたプログラムの場合は、紛争の影響により影響を受けている大学を主たる対象とする。
- 上記の遠隔教育の実施にあたっては、受講するウクライナ人学生の将来の日本企業との協働・就職も念頭にウクライナ IT セクターに関心のある日本企業との連携を模索する。同様にウクライナ大学との連携強化や留学生受入を希望する本邦大学との連携も模索する。

④ 短期研修（短期フェローシップ）の実施

- ウクライナの IT 系大学の教員の研究能力の向上を目的に、右教員の本邦大学・PJAIT/ポーランド国内大学における短期研修（短期フェローシップ）を実施する。同研修はウクライナ側教員がポーランド/日本へ渡航した上で実施することを原則とするが、ウクライナ側の状況を踏まえ、オンラインのみによる実施もしくは渡航・オンラインの併用による実施も可とする。
- 短期研修の実施にあたっては、ウクライナ側教員の研究関心テーマを踏まえつつ、本邦大学や PJAIT/ポーランド国内大学の教員の関心テーマとのマッチングを行った上で実施する。

(3) JICA の中長期的な支援策に係る提案

本調査による情報収集・分析やパイロット研修の実施結果を踏まえ、今後の本分野における中長期的な支援策の提案（協力の実現・継続可能性や有効性の確認、及び実施方法等にかかる提案）を行う。また、日本側の協力リソース（本邦大学、本邦 IT 企業や業界団体等の協力の意向確認）に係る提案も含める。

第5条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン及び周辺機器	短期研修の実施に必要な機材	一式	事業用物品	定額計上

第6条 報告書等

(1) 業務計画書

- 提出時期：契約締結後2週間以内
- 作成言語：和文・英文
- 提出方法：電子データ
- 定型：なし

(2) インセプションレポート

- 提出時期：業務開始後1か月以内
- 作成言語：和文・英文
- 提出方法：電子データ
- 定型：なし。
- 留意点：報告書のドラフトを提出時期の2週間前を目途にJICAに提出し、JICAからのフィードバック等を踏まえ、報告書を最終化する。

(3) ファイナルレポート

- 提出時期：2026年2月6日
- 作成言語：和文・英文
- 提出方法：電子データ
- 定型：なし。2026年1月下旬を目途に、目次と記載事項（要約部分の分量含む）についてJICA人間開発部と合意し、資料作成を進めることとする。
- 留意点：報告書のドラフトを提出時期の2週間前を目途にJICAに提出し、JICAからのフィードバック等を踏まえ、報告書を最終化する。また、収集したデータ等についても別途まとめ、提出する。業務完了報告書を本調査の最終成果品とする。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	現地コンサルタント、大学関係者、民間企業等の活用方法	第3条 調査実施の留意事項 (1) 業務の実施体制
2	ポーランド・日本・ウクライナにおける短期研修の実施に向けた各大学からの情報収集方法	第3条 調査実施の留意事項 (2) ウクライナ国内大学教員向けの短期研修の実施
3	目的に沿ったパイロット研修の提案	第4条 調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：IT分野の高等教育にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ポーランド国及びウクライナ国（※同列に評価する）
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

実施期間：2025年3月～2026年2月

最終成果品の提出時期目途：2026年2月上旬

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約14.70人月

2) 渡航回数を目途 全18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ITビジネススキル研修の実施
- ITディプロマコースの実施
- 遠隔教育の実施

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- [「ウクライナ国 ポーランド日本情報工科大学を通じたウクライナ IT人材育成に係る情報収集・確認調査\(ファスト・トラック制度適用案件\)業務完了報告書」](#)

JICAがすでに実施している機関との議事録等については、受注企業に対して必要に応じて提示する。

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語↔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

ポーランドには JICA 事務所が立地していないため、執務場所や機材等の提供予定はない。JICA がコネクションのある在ポーランドの機関については、アポイントメント等調整することは可能。なお、C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は基本的には英語です。

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、本部担当者と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

85,446,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(61,900,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	短期研修実施経費	第2章特記仕様書案、第4条調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析④短期研修(短期フェローシップ)の実施	4,000,000円	ウクライナ国内大学教員と本邦大学、PJAIT/ポーランド国内大学の短期研修実施経費	一般業務費(セミナー等実施関連費)
2	短期研修実施におけるウクライナ教員の旅費	第2章特記仕様書案、第4条調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析④短期研修(短期フェローシップ)の実施	16,500,000円	短期研修におけるウクライナ教員の旅費(航空賃・日当・宿泊料等)	一般業務費(旅費・交通費)

3	短期研修実施における機材購入費	第2章特記仕様書案、第4条調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析④短期研修(短期フェローシップ)の実施	2,000,000円	研修に必要な機材(パソコン及び周辺機器)	機材費
4	ITビジネススキル研修	第2章特記仕様書案、第4条調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析①ITビジネススキル研修の実施	20,000,000円	研修に係る費用(会場費、講師謝金、教材作成費等)	再委託
5	ITディプロマコース	第2章特記仕様書案、第4条調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析②ITディプロマコースの実施	14,400,000円	研修に係る費用(講師謝金、コース受講料等)	再委託
5	遠隔教育	第2章特記仕様書案、第4条調査の内容(2)パイロット研修の計画・実施・結果の分析③遠隔教育の実施	5,000,000円	遠隔教育に係る費用(教材作成費、講師謝金等)	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨=38.2711円

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)